

業務委託仕様書

1 目的

本業務は、首都圏等の県外で開催される観光物産展や PR イベント等において、新地町の豊かな地域資源（海・里・山）の魅力発信と、震災後の復興状況や食の安全性に関する正確な情報提供（風評払拭）を行い、将来的な観光誘客や関係人口の拡大につなげることを目的とする。

2 業務内容

事業受託者は、新地町の魅力発信および風評払拭に資する以下のツールを企画・デザイン・制作すること。

（１）風評払拭・魅力発信のチラシ制作

① 仕様：A4サイズ、両面カラー、4,000部

② 記載内容及び要件

【取材及び撮影】：チラシの質を高めるため、必要に応じて現地（新地町内）の取材および撮影を適宜行うこと。撮影した写真や取材内容は、本チラシおよび関連するプロモーションに効果的に活用するものとする。

【地域の魅力発信】鹿狼山、海釣り公園、釣師防災緑地公園、地域の食や景観など、海・里・山がコンパクトに揃う新地町の魅力を視覚的に訴求し、ターゲット層が「行ってみたい」と思える体験イメージを掲載すること。

【復興の歩みと風評払拭】震災後に整備・再生された施設のリアルな姿を紹介し、復興のあゆみを伝える。また、モニタリング結果に基づく食の安全性や ALPS 処理水に関する正しい情報を、専門用語を極力避け、図解やイラストを用いて分かりやすく解説する特設コーナーを設けること。

【デジタル誘導】公式 SNS や観光サイトへスムーズに誘導するための二次元コード等を掲載すること。

（２）オリジナルノベルティグッズの制作

年度内に開催される県外イベント等で来場者に配付可能なものとする。

① 仕様

【数量】4,000個以上（複数種類で）

【単価目安】1個あたり200円程度

【選定方針】ターゲット層（ファミリー層や若年層等）が日常的に使いやすく、新地町に親しみを持てるものとする。原則として消耗品（食品やポケットティッシュ類など）は避け、手元に残る実用的なアイテムとする。（例：リユース可能な

エコバッグ、バック型クリアファイル、長く使える文具類、その他町を連想させる雑貨など)

【デザイン】新地町のロゴやアニメのキャラクター、親しみやすい観光イラスト等をあしらい、イベント時に「目を引くフック」となるもの。

(3) 納品

- ① 制作物は、発注者の指定する場所へ納品すること。
- ② 制作物の納品は、令和8年12月末日までに完了すること。

3 業務の履行期間

契約締結日から令和9年1月29日まで

4 事業費（委託料）

提案限度額：1,925,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 提出書類

事業受託者は、次に掲げる書類を発注者が指定する日までに提出すること。

- (1) 業務工程表（任意様式）…契約締結後、発注者との協議を行い直ちに提出する。
- (2) 委託業務着手届（任意様式）…事業着手後、直ちに提出する。
- (3) 業務完了届（任意様式）…事業完了後、直ちに提出する。

6 成果品の納入

本業務により発生する成果品を履行期間末日までに指定の場所へ納入することとする。内容等の詳細については以下を基本とし、事業受託者と協議のうえ決定するものとする。

なお、業務完了後、事業受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合、事業受託者は速やかに発注者が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を講じるものとし、これに対する経費は事業受託者が負担する。

No.	成果品 (正副本1部ずつ、なお副本は電子データで納品)	納品場所
1	業務完了報告書（制作物一覧等）	新地町産業振興課 商工観光係
2	掲載素材のデーター式（写真・イラスト等）	

7 その他

- (1) 事業受託者は、本仕様書及び発注者の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実

に履行すること。

- (2) チラシ等の制作における掲載コンテンツ（施設や店舗等）への取材や校正等に係る連絡調整は事業受託者が責任をもって行うこと。
- (3) 本業務において制作される成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は発注者に帰属する。第三者権利物はライセンス条件に従う。
- (4) 事業受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、発注者の承認を得ること。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、事業受託者の責任、負担において一切を処理すること。
- (6) 本業務の遂行にあたり、事業受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (7) 事業受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、発注者と速やかに協議を行い、その指示に従うこととする。